第５１号議案

八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第６１号）の一部を次のように改正する。

| 改　正　後 | 改　正　前 |
|---|---|
| （定義）<br>第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>⑴～⑶　（略）<br>**⑷　指定介護予防サービス事業者　法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。**<br>⑸　（略）<br>⑹　（略）<br>⑺　（略） | （定義）<br>第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>⑴～⑶　（略）<br>⑷　（略）<br>⑸　（略）<br>⑹　（略） |

| | |
|---|---|
| (8)　（略）<br>(9)　（略）<br>２　（略）<br><br>（基本方針）<br>第３条　（略）<br>２・３　（略）<br>４　指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設**、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者**、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。<br>５・６　（略）<br><br>（内容及び手続の説明及び同意）<br>第１０条　（略）<br>２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第３条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもの**であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる**こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。<br>**３　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。**<br>**４**　（略）<br>**５**　（略）<br>**６　第４項後段**の同意を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第１項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び**第４項後段** | (7)　（略）<br>(8)　（略）<br>２　（略）<br><br>（基本方針）<br>第３条　（略）<br>２・３　（略）<br>４　指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。<br>５・６　（略）<br><br>（内容及び手続の説明及び同意）<br>第１０条　（略）<br>２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第３条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるもの**である**こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。<br>**３**　（略）<br>**４**　（略）<br>**５　第３項後段**の同意を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第１項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び**第３項後段** |

| | |
|---|---|
| の同意をした場合は、この限りでない。<br><br>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）<br>第２０条　指定介護予防支援の具体的な取扱いは、第３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。<br>⑴～⑻　（略）<br>⑼　担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために**、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、**介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。<br>⑽～⑭　（略）<br>**⑭の２　担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。**<br>⑮～⑳　（略）<br>㉑　担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（**次号及び第２２号において**「主治の医師等」という。）の意見を求めること。<br>**㉑の２　前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付すること。**<br>㉒～㉘　（略） | の同意をした場合は、この限りでない。<br><br>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）<br>第２０条　指定介護予防支援の具体的な取扱いは、第３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。<br>⑴～⑻　（略）<br>⑼　担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。<br>⑽～⑭　（略）<br>⑮～⑳　（略）<br>㉑　担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、当該利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（**以下**「主治の医師等」という。）の意見を求めること。<br>㉒～㉘　（略） |

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。